

# 宮津市公報

平成30年2月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 規 則

- 1 宮津漁師町観光商業センター条例施行規則 ..... 1

### 告 示

- 1 宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱 ..... 2  
2 住民票の消除 ..... 2

### 公 告

- 1 公示送達 ..... 3  
2 公示送達 ..... 3  
3 宮津市任期付職員採用試験実施要項 ..... 3  
4 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募 ..... 6  
5 条件付一般競争入札の実施（宮津第7処理分区マンホールポンプ設備工事） ..... 6  
6 農用地利用集積計画の縦覧 ..... 9

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 9

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 1 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 10  
2 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 10

## 規 則

宮津漁師町観光商業センター条例施行規則をここに公布する。

平成30年1月5日

宮津市長 井上正嗣

### 宮津市規則第1号

#### 宮津漁師町観光商業センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津漁師町観光商業センター条例（平成29年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間等)

第2条 条例第8条に規定する宮津漁師町観光商業センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

2 条例第8条に規定するセンターの休所日は、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 市長は、指定管理者が、条例第3条第1号に掲げる業務を行うことができない場合であつて、センターの管理のため必要があると認めるときは、第1項前段に規定する開所時間を変更し、又は前項に規定する休所日を定めることができる。

(使用の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、宮津漁師町観光商業センター使用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。その申請の内容を変更するときも、また同様とする。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、申請書を受理し、適当と認めたときは、使用を許可するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 指定管理者が条例第6条第2項の規定により市長の承認を受けようとするときは、宮津漁師町観光商業センター利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宮津漁師町観光商業センター利用料金承認書を指定管理者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を告示するものとする。

(利用料金の減免基準)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により営業ができないとき 指定管理者が相当と認める割合

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者が相当と認める割合

2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、宮津漁師町観光商業センター減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 センターの使用の許可を受けた者及びセンターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けないではり紙若しくははり札をし、又は広告を表示しないこと。

(2) ごみその他の汚物を所定の場所以外に捨てないこと。

(3) 使用場所の整理や清掃をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの利用及び管理に支障がある行為をしないこと。

(禁止行為)

第8条 使用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 風紀を乱し、又は他の使用者等に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (3) センターを損傷し、又は汚損すること。
- (4) その他指定管理者がセンターの管理上必要と認めて禁止する行為  
(使用の制限)

第9条 指定管理者は、使用者等の危険防止のため必要があると認めるときは、使用の制限をすることができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第2項の規定による休所日の設定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、当該規定の例により行うことができる。
- 3 第5条の規定による利用料金の額の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

## 告 示

宮津市告示第1号

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年1月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第130号）の一部を次のように改正する。

第4条中「交付単価を乗じて得た額」の次に「以内の額」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成29年度の交付金から適用する。

\* \* \*

宮津市告示第2号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を消除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成30年2月1日

宮津市長 井上正嗣

記

<省 略>

公 告

宮津市公告第 1 号  
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。  
平成30年 1 月 9 日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第 2 号  
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。  
平成30年 1 月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第 3 号

宮津市任期付職員採用試験実施要項

宮津市任期付職員採用試験を次のとおり実施します。  
平成30年 1 月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 試験区分、採用予定者数及び職務概要等

(1) 職種、採用予定人数、職務内容

種類	職種	採用予定人数	職務内容
任期付職員 (技術)	土木技術職	若干名	・災害復旧事業等に係る設計、積算、施工管理業務 ・河川、水路、農地、農業用施設等の設計、積算及び管理業務
	建築技術職	若干名	・公共施設等に係る工事発注、工事監理業務、維持管理業務

(2) 任 期

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (1 年間)

※ 職務の進捗状況等により、本人同意の上、採用された日から 3 年以内の範囲で任期を更新する場合があります。

※ 任期中に 65 歳に達する者にあつては、65 歳となる年度末までを任用期限とします。

2 受験資格

(1) 次の受験資格に該当する者

職種	受験資格	職務経験として認める職務内容
土木技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和28年 4 月 2 日以降に生まれた方 ② 行政機関、民間企業等において、常勤 (1 週間の勤務時間数が30時間以上) として 1 年以上就業した職務経験期間が通算して 5 年以上ある方 (基準日：平成29年12月31日時点)	道路、河川、農地、農業用施設等に関する発注、設計、積算、工事監理業務に従事した実務経験 ※ 現場作業、土木作業については経験として認める職務内容に含みません。
建築技術職		建築工事の設計・監理、建築確認申請の審査・検査等に関連した実務経験 ※ 現場作業、建築作業については経験として認める職務内容に含みません。

※ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 宮津市の再任用制度の対象となる方は受験できません。

### 3 試験方法・日時・会場等

選定方法		内容	日時及び会場（予定）
第1次選考	書類選考	提出された書類（申込書、職務経歴書、作文）に基づき書類審査	—
第2次選考	個別面接	職務経歴、人物、識見等について個別面接審査	平成30年2月中旬 宮津市役所 ※詳細は第1次選考合格者に対し文書にて通知します。

### 4 合格発表

区 分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	2月上旬	宮津市役所の掲示板及びホームページに掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	2月下旬（予定）	

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

### 5 合格者の登録及び採用

- (1) この試験の合格者は、宮津市任期付職員採用候補者名簿に登載し、その中から採用者を順次決定します。
- (2) 任用期間は、1年ごととなりますが、職務の進捗状況により、最長3年で延長する場合があります。

### 6 採用予定年月日

平成30年4月1日

### 7 採用後の待遇等

#### (1) 身 分

一般職の任期付職員（常勤）

#### (2) 給 与

初任給は、学歴や職歴等を勘案して決定されます。

（平成29年4月1日現在）

モデルケース	給料月額
大卒・民間経験 5年	202,700円
大卒・民間経験10年	220,600円
大卒・民間経験15年	262,000円

※ 宮津市一般職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

#### (3) 勤務時間・休暇等

- 勤務時間：原則として午前8時30分から午後5時15分（うち休憩時間1時間）
- 休 日：土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日
- 休 暇：1年に20日（採用年は月割計算）  
その他夏季休暇（3日）、病気休暇、忌引き休暇等の休暇制度があります。
- そ の 他：健康保険等は、京都市町村職員共済組合に加入します。

### 8 受験申込みの方法

提出書類	① 宮津市任期付職員採用試験申込書 (写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き) ② 職務経歴書 ③ 作文 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) あなたがこれまで行政機関、民間企業等で携わった職務内容や技術・経験 (2) (1)を踏まえ、宮津市政にどう活かしていきたいか
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書し、受験票送付用封筒(はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの)を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係(本館3階)

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上、提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

9 受験申込みの受付期間

平成30年1月15日(月)から平成30年1月31日(水)まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、1月31日(水)〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、2月7日(水)までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接来庁してください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
不合格者	総合順位	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階(総務部総務課職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

【参考】

地方公務員法第16条(抄)

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

\* \* \*

## 宮津市公告第4号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成30年1月18日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン （若者向け住宅）	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	3	3DK
		C棟	42,000円	1	

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

## 4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

## 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成30年1月25日（木）から平成30年2月8日（木）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 6 選考方法

入居の申込みをした方の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

## 7 入居時期 平成30年3月20日（予定）

\* \* \*

## 宮津市公告第5号

条件付一般競争入札の実施について

宮津第7処理分区マンホールポンプ設備工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月31日

宮津市長 井上正嗣

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宮津第7処理分区マンホールポンプ設備工事
- (2) 工事番号 宮下29第14号
- (3) 工事場所 宮津市字喜多 地内
- (4) 工事概要 マンホールポンプ設備
  - 機械設備 一式
    - ・汚水ポンプ 2台（うち1台 槽内洗浄機能有）
    - ・予旋回槽 1基
  - 電気設備 一式
    - ・ポンプ制御盤（装柱式） 1面（通報装置内蔵）
    - ・引込開閉器盤（装柱式） 1面

- ・投込式水位計（圧力式） 1組
- ・フロートスイッチ 1台

(5) 工事期間 平成30年3月2日から平成30年6月29日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）  
宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail [zaisei@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp)

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 許可区分 特定建設業許可

(4) 総合評定値 640点以上

（機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P）

(5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者

(6) 施工実績 平成19年以降に元請負で、電動機出力0.75kw、吐出量0.159m<sup>3</sup>/min以上の自社製造のポンプ及び制御盤のマンホールポンプ設備工事の実績があること。

(7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に配置できること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表

エ 工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

オ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

（ア）エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

（イ）オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成30年1月31日（水）から平成30年2月9日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）



- ※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間  
平成30年1月31日（水）から平成30年2月15日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）  
閲覧場所 2に示す担当課に同じ  
※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付  
平成30年2月1日（木）から平成30年2月9日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日及び日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は平成30年2月9日（金）の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付  
設計図書等に関する質問  
平成30年2月15日（木）まで  
ただし、郵送の場合は平成30年2月15日（木）の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧  
設計図書等に関する回答  
平成30年2月19日（月）に宮津市ホームページに掲載する。  
※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札日時及び場所  
平成30年2月23日（金）午前11時  
宮津市役所本館南棟1階第2会議室
- (7) その他  
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- 6 入札参加資格の確認  
条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。
- 7 入札参加資格の喪失  
申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。  
(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。  
(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 8 入札の方法等  
(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。  
(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。  
(3) 郵便による入札は認めない。  
(4) 入札金額は「千円止め」とする。  
(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。  
ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。  
イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。  
ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。  
エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。  
オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。  
カ その他入札条件に違反したとき。  
キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。  
ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。
- 9 落札者の決定方法  
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契

約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、13,583,160円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

\* \* \*

宮津市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年2月1日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成30年2月1日

至 平成30年2月14日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

## 教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第1号

平成30年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年1月16日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

1 日 時 平成30年1月24日(水) 午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル(ミップル)〕4階  
応接会議室

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年1月5日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年1月11日(木) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る許可について  
議案第2号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

————— \* \* \* —————

宮津市農業委員会告示第2号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年2月1日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年2月8日(木) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議案第5号 農地法第4条の許可申請に係る意見について  
議案第6号 農地法第5条の許可申請に係る意見について